

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市青少年健全育成市民会議運営事業補助金(犬山市青少年健全育成事業補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
				問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市青少年健全育成市民会議		代表者名	会長 長瀬孝司	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市青少年健全育成事業補助金	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		市内の青少年関係団体の連携を図り、おあしす運動を実施しているなど、青少年の健全育成を推進する団体のため				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		犬山市青少年健全育成市民会議は、おあしす運動や講演会を通して、市の青少年の健全育成に資する事業を展開している団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算	
		200,000 円	83,826 円	114,715 円	150,000 円	
		(200,000 円)	(83,826 円)	(114,715 円)	(150,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		おあしす運動(市内全域)、市内小学生標語募集、会報誌年3回発行、青少年健全育成講演会2回開催等。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		230,531 円		
		うち補助事業全体の経費		230,531 円		
		うち補助対象経費		229,430 円		
		補助対象経費の内訳		おあしす運動啓発資材		23,881 円
				おあしす運動標語表彰記念品		57,600 円
				会報(3回)作成費		131,700 円
事務費				16,429 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助金対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
		補助限度額		150,000円		
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小したため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		関係団体や各コミュニティと連携することで、地域における青少年の健全育成を促進し、非行防止に効果をあげた。また、あいさつ運動を通じ、心が通合うまちづくりに寄与した。(個人会員12名、団体会員32団体)				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		3,220 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		3,220 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和3年度の実績に基づき作成しています。